

## 第3次

# 四万十市行政改革大綱及び推進計画

令和5年3月

四万十市

## はじめに

本市では、平成 18 年に第 1 次四万十市行政改革大綱を、平成 27 年に第 2 次四万十市行政改革大綱を策定し、各種行政改革に取り組んできました。

これまでの取り組みによって、定員適正化計画に基づく人員削減、各種事業における民間活力の導入、市民サービスの充実等の取り組みにおいて一定の成果を得ることができました。しかし、一部の取組項目が目標未達成となっており、今後も継続した取り組みが求められています。

また、少子高齢化社会の進展、人口減少による市税の減収や社会保障費の増加によって、本市の財政状況は今後一層厳しくなることが予想されます。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大のような想定外の事象に対する対応や、デジタル庁の発足にも代表される近年のデジタル化の加速など、本市を取り巻く状況の急激な変化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。このためには、限られた財源の中で、行政サービスの最適化を目指すと共に、これまでの手法にこだわらない柔軟な考え方の下、引き続き行政改革を進めていく必要があります。

この「第 3 次四万十市行政改革大綱」は、

「デジタル化による業務変革」

「持続可能で安定的な行財政基盤の構築」

「市民とのパートナーシップの推進」

以上 3 項目を改革の大きな柱とし、複雑・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応し、効率的で質の高い行政サービスの提供と、持続可能な行政運営を実現するための指針となるものです。

今後、この行政改革大綱に基づいて、令和 5 年度から令和 9 年度にかけて、第 3 次四万十市行政改革に取り組んでまいります。

## 1 基本理念

限られた資源で効率的な行政運営を進め、質の高い行政サービスを提供し、併せて持続可能で安定的な行政経営の実現を目指します。

## 2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの改革を本大綱の基本方針として定め、行政改革を推進します。

### (1) デジタル化による業務変革

令和2年当初から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減させるため、テレワーク、WEB会議、電子申請、SNSを活用したサービスなどが急速に普及し、これに併せて行政のデジタル化への要請が高まりました。国においても、令和3年9月にデジタル庁が新たに設置されるなど、社会全体のデジタル化が進められようとする中、地方自治体においても、効果的で効率的な行政運営を実現させる有効な手段の一つとして、これまでの業務の進め方を見直し、行政手続のオンライン化の推進などのデジタル化を進めていく必要があります。

本市においても、令和4年3月に作成した「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づいた取り組みなど、デジタル化による業務変革に取り組んでいきます。

### (2) 持続可能で安定的な行財政基盤の構築

近年、人口減少・少子高齢化、個人の生活スタイルや価値観の多様化など、行政を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、限られた職員数によって、現在の行政サービスを維持、あるいは向上させると共に、頻発する自然災害や、新たに生じる行政課題に的確かつ柔軟に対応していくためには、効率的、効果的な行政運営体制と、持続可能で安定的な財政基盤の構築が求められています。

本市においても、組織機構や行政運営体制の最適化、新たな財源の確保、人材育成、ワークライフバランスの推進等に努め、持続可能で安定的な行財政基盤の構築に取り組んでいきます。

### (3) 市民とのパートナーシップの推進

持続可能なまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、市の施策や取り組みに関わる皆さんがそれぞれの強みを生かし、それぞれの役割を担い、自らできることに主体的に取り組んでいただくことが大変重要となります。そのためには、様々な分野における市民との協働体制の構築・強化を推進することが必要となります。

本市においても、各種コミュニティの組織力等の強化に向けた支援、市との連携強化を推進すると共に、市政への市民参加機会を拡充する等、市民とのパートナーシップの推進に取り組んでいきます。

## 「SDGsの推進」

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、気候変動など 17 のゴールを掲げ、令和 12（2030）年の目標達成に向けて国際社会全体で取り組んでいるものです。

本計画の推進においても、SDGs 達成に向けた貢献という観点を取り入れながら取り組んでいきます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 3 行政改革の期間及び推進体制

(1) 行政改革の期間 令和 5 年度～令和 9 年度（5 年間）

(2) 推進体制

第 3 次四万十市行政改革大綱の実施にあたっては、四万十市行政改革推進本部設置規程（平成 17 年訓令第 5 号）に基づく「四万十市行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)」を中心として、全職員が一致協力して取り組みます。

毎年度推進本部会議において、行政改革の取組状況や評価を行い、その内容を市 HP で市民の皆さんにお知らせし、意見募集を行います。

市民の皆さんからの意見を参考に、翌年度以降の方針等について推進本部会議で協議を行います。

(3) 推進計画の策定

第 3 次四万十市行政改革大綱の目標実現に向けて、具体的な取組内容、実施年度等を明記した「第 3 次四万十市行政改革大綱実施計画」を策定し、改革の推進を図ります。この実施計画は、毎年度 PDCA マネジメントサイクルによって見直しを行います。



《参考》 ○四万十市行政改革推進本部設置規程（平成 17 年 4 月 10 日訓令第 5 号）

（目的）

第 1 条 地方公共団体を取り巻く社会経済情勢、財政事情等は依然として厳しい状況であり、多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の増進を図るため行政すべてを見直し、簡素にして効率的な行政を実現する目的で四万十市の行政改革を強力に推進する。

（設置）

第 2 条 前条の目的を達成するため、四万十市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

（所掌事務）

第 4 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）行政改革の推進に関すること。
- （2）その他行政改革に関し必要なこと。

（本部長等）

第 5 条 本部長は市長とし、副本部長は第 1 副市長及び教育長をもって充てる。

2 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第 6 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、第 1 副市長の職にある副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、計画の策定及び事業の推進に当たる。

（会議）

第 7 条 推進本部の会議（以下この条において「本部会議」という。）

2 本部会議の議長は、本部長又は本部長が指名する副本部長がこれを行う。

3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。ただし、本部長の判断により本部員の中から出席要請者を限定して行うことができる。

（幹事会）

第 8 条 推進本部の所掌事務を円滑に進めるために、本部員の中から総務課長、企画広報課長及び財政課長を幹事として幹事会を構成し、幹事長を総務課長とする。

2 幹事長は、幹事会の議長となり、幹事会の結果を本部長及び副本部長に報告する。

3 幹事会は、幹事の所属する課の職員を参加させて行うことができる。

4 幹事会は、幹事長の判断により議事に関する職員を出席させて行うことができる。

（事務局）

第 9 条 推進本部の事務局を総務課内に置く。

（意見の聴取等）

第 10 条 推進本部は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係機関等から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

（プロジェクトチーム）

第 11 条 推進本部の特定の所掌事務について調査研究のために、本部長の指示により、随時プロジェクトチームを組織するものとする。

2 前項のプロジェクトチームは、四万十市事務執行基本規程（平成 17 年四万十市訓令第 2 号）に規定するプロジェクトチームとして設置及び運営を行うものとする。

（その他）

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第 5 条関係）

本部員

第 2 副市長	健康推進課長	西土佐総合支所産業建設課長
西土佐総合支所長	高齢者支援課長	西土佐診療所事務局長
総務課長	観光商工課長	副参事
地震防災課長	農林水産課長	議会事務局長
企画広報課長	まちづくり課長	選挙管理委員会事務局長
財政課長	上下水道課長	監査事務局長
市民・人権課長	福祉事務所長	教育委員会学校教育課長
税務課長	会計課長	教育委員会生涯学習課長
環境生活課長	市民病院事務局長	
子育て支援課長	西土佐総合支所地域企画課長	

推進計画取組項目一覧

大項目	中項目	No.	小項目	事業区分	所管課
デジタル化による業務変革	行政手続の電子化	1	施設等の窓口におけるキャッシュレス決済導入	新規	窓口サービスPT(総務課)
		2	行政手続のオンライン化 各種業務処理におけるAI-OCR/RPAの導入	新規 新規	企画広報課
	ICT導入による事務の効率化	3	法務局とのデータ連携導入	新規	税務課
		4	文書管理システムの導入	新規	総務課
持続可能で安定的な行財政基盤の構築	多様な財源の創出・確保	5	自主財源の創出・確保	新規	財政課
	公共施設の在り方と運営の見直し	6	学遊館・トボ自然公園のあり方の見直し	継続	観光商工課
		7	公共施設の適正管理の徹底	新規	財政課
	公営企業の運営適正化	8	新食肉センターの整備	継続	農林水産課
		9	水道料金の適正化	新規	上下水道課
	公益法人等の運営の見直し	10	四万十市観光協会の自主活動充実と自立化への誘導	継続	観光商工課
		11	四万十市スポーツ協会の事業活動の拡充	継続	生涯学習課
	民間活力の効果的な活用	12	婚活事業の実施体制見直し	新規	子育て支援課
		13	地域医療連携推進法人の設立	新規	市民病院
		14	民間事業者との連携による空き家利活用の促進	新規	まちづくり課
	事務事業の見直し	15	市単補助金の廃止・縮減	継続	財政課
	市役所業務の見直しによる組織運営の効率化	16	ペーパーレス化の推進	新規	総務課
	組織・機構等の見直し	17	定員管理計画の策定	継続	総務課
職員の能力開発	18	職員研修の充実	継続	総務課	
ワークライフバランスの推進	19	時間外勤務の抑制	継続	総務課	
市民とのパートナーシップの推進	市民との協働の推進	20	審議会等における公募委員の積極的活用の推進	新規	総務課
	地域活動の活性化	21	自治会をとりまく諸課題解決に係る積極的支援の推進	新規	総務課
		22	消防団員の欠員状態の解消	新規	地震防災課
		23	民生委員の欠員状態の解消	新規	福祉事務所

※事業区分欄の「継続」は、第2次四万十市行政改革大綱及び推進計画からの継続項目であり、「新規」は、本計画からの新規項目である。

新規		
No.	項目	市施設等の窓口におけるキャッシュレス決済の導入
1		
所管課	窓口PT（総務課）	
大項目区分	デジタル化による業務変革	
中項目区分	行政手続の電子化	
現状	導入施設無	
実施内容及び効果	市施設等の窓口におけるキャッシュレス決済を導入することによって、以下の効果を図る。 ①住民サービスの向上 ②現金取扱機会の減少に伴うミス、不祥事の発生リスク低減 ③料金授受業務の効率化	
年次計画		
R 5	導入手法検討	
R 6	導入	
R 7		
R 8		
R 9		



新規		
No.	項目	行政手続のオンライン化 各種業務処理におけるAI-OCR/RPAの導入
2		
所管課	企画広報課	
大項目区分	デジタル化による業務変革	
中項目区分	行政手続の電子化 ICT導入による事務の効率化	
現状	令和3年度に策定した「四万十市行政手続オンライン化計画」に基づき、令和4年度中に国の定める26手続についてオンライン化を実施予定。	
実施内容及び効果	国の定める26手続以外の手続きについて、オンライン化及び業務改善（AI-OCR/RPAの導入）を推進することによって、以下の効果を図る。 ①住民サービスの向上 ②対面手続の減少による新型コロナウイルス等感染症拡大防止 ③RPA等の導入による業務効率化	
年次計画		
R 5	導入手法等検討	
R 6	導入	
R 7	導入	
R 8	導入	
R 9	導入	



新規			
No.	項目	法務局とのデータ連携導入	  
3			
所管課	税務課		
大項目区分	デジタル化による業務変革		
中項目区分	ICT導入による事務の効率化		
現状	現在未導入		
実施内容及び効果	<p>法務局から全登記データを受領、外字等突合作業を実施してデータベースを構築。その後、データの庁内共有、課税連携を実施することによって、以下の効果を図る。</p> <p>①適正課税の推進            ②庁内で共有可能な準登記データの構築による登記内容確認事務の簡略化            ③課税、還付事務等の事務量削減</p>		
年次計画			
R 5	導入方法の検討		
R 6	法務局より登記データの供与 登記済通知書及び関係図面の電子データ受領開始→突合作業		
R 7	登記データシステム運用開始 課税連携に向けた準備作業		
R 8	課税連携		
R 9			

新規			
No.	項目	文書管理システムの導入	  
4			
所管課	総務課		
大項目区分	デジタル化による業務変革		
中項目区分	ICT導入による事務の効率化		
現状	全庁で紙ベースでの起案、決裁、保存、廃棄が行われている。		
実施内容及び効果	<p>文書管理システムを導入することによって、以下の効果を図る。</p> <p>①電子決裁導入による業務の効率化            ②文書の保管、廃棄費用の削減            ③ペーパーレス化の推進</p>		
年次計画			
R 5	導入手法等検討		
R 6	導入		
R 7			
R 8			
R 9			

新規				
No.	項目	自主財源の創出・確保	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナシップで目標を達成しよう
5				
所管課	財政課			
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築			
中項目区分	多様な財源の創出・確保			
現状	<p>広報、HP等への有料広告導入。公告入り窓口用封筒等の無償提供。クラウドファンディングの活用（中村南小学校鼓笛隊楽器購入（寄付額2,600千円））</p> <p>≪R4予算≫</p> <p>広報：712千円、HP：60千円、家庭ごみ収集計画表：350千円、ふるさと案内所：72千円、広告付案内板：165千円</p>			
実施内容及び効果	<p>新たな媒体での広告導入を図ることによって、新たな財源を図る。</p> <p>（例）公用車、庁舎・公共施設の壁面等、郵送用封筒、便利帳・ガイドブック</p> <p>クラウドファンディングについては、活用可能か検証を行い、活用が見込まれる場合は、活用指針を策定し、活用を推進する。これにより、財源の確保のみならず、事業内容をPRすることで市の魅力発信や市の応援者を増やすことが期待される。</p>			
年次計画				
R5	全国の活用事例を調査・整理、活用についての検証、新たな媒体の検討			
R6	順次導入			
R7	順次導入			
R8	順次導入			
R9	順次導入			

継続						
No.	項目	学遊館・トンボ自然公園のあり方の見直し	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナシップで目標を達成しよう
6						
所管課	観光商工課					
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築					
中項目区分	公共施設の在り方と運営の見直し					
現状	<p>四万十川学遊館・トンボ自然公園利用促進検討チームにおいて、入館促進及び収益向上に向けて検討し、取り組んでいるが、入館者数は年々減少傾向にあり、入館料では運営できないことから、市の委託料や寄付等に依存することが必要な状況である。</p>					
実施内容及び効果	<p>検討チームによる検討協議を継続すること共に、SNSやマスコミの積極的な活用による情報発信を行い、また、動植物のフィールド調査や展示を進め、自然保護活動や環境学習の場として積極的な活用を図ることによって、入館者の増加、経営の安定化を図る。</p>					
年次計画						
R5	見直し、実施					
R6	見直し、実施					
R7	見直し、実施					
R8	見直し、実施					
R9	見直し、実施					

新規			
No.	項目	公共施設の適正管理の徹底	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
7			
所管課	財政課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公共施設の在り方と運営の見直し		
現状	平成29年3月四万十市公共施設等総合管理計画策定 令和3年3月四万十市公共施設等総合管理計画個別施設計画策定 両計画に基づく施設の管理を実施		
実施内容及び効果	現計画の修正及び第2期計画（計画期間：R9～18）の策定を行うと共に、当該計画に基づく施設の適正管理を徹底することによって、公共施設の最適な配置の実現、計画的な維持管理、長寿命化等を図る。		
年次計画			
R 5	第1期計画期間（必要に応じて適宜追加、修正）に基づく管理		
R 6	第1期計画期間（必要に応じて適宜追加、修正）に基づく管理		
R 7	第1期計画期間（必要に応じて適宜追加、修正）に基づく管理		
R 8	第1期計画期間（必要に応じて適宜追加、修正）に基づく管理 第2期計画策定		
R 9	第2期計画期間（必要に応じて適宜追加、修正）に基づく管理		

継続			
No.	項目	新食肉センターの整備	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
8			
所管課	農林水産課（食肉センター）		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公営企業の運営適正化		
現状	食肉センターは、昭和42年の創業以来、地域の食肉産業の拠点として、と畜だけでなく加工、販売まで一貫して行う食肉工業団地を関連事業者と共に構成しており、約150名の雇用を創出し、高い経済効果を生み出している。		
実施内容及び効果	新施設の整備を行うことによって、処理能力の増頭による畜産業の発展・雇用の増加等の効果も期待されると共に、H A C C P に沿った高度な衛生管理が可能となる。また、運営主体を公社（市等が出資する法人）に見直すことによって、健全経営を第一義とし、持続可能な収支を図る。		
年次計画			
R 5	施設整備基本設計（R 4年度からの継続）		
R 6	（仮称）四万十食肉公社設立・施設整備実施設計		
R 7	（仮称）四万十食肉公社が現施設を運営開始(指定管理)・浄化槽等整備工事		
R 8	本体整備工事		
R 9	本体整備工事、試運転		

新規			
No.	項目	水道料金の適正化	  
9			
所管課	上下水道課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公営企業の運営適正化		
現状	水道料金の改定は、5年毎に検証、必要な見直しをすることとしている。平成28年4月に一律20%増額改定を実施。令和3年4月は、前年度の水道料金審議会において「料金改定なし」との答申を得たことから、未改定。		
実施内容及び効果	本市の水道事業は、給水人口減少による給水収益の長期的な減少が見込まれているが、安定的な給水を行うため、南海トラフ大地震対策として基幹管路布設替を実施すると共に、耐用年数を経過した老朽施設や管路等の更新にも取り組む必要がある。このため、投資・財政シミュレーションを実施し、持続的に水道事業を運営できるよう、令和8年4月に水道料金の見直しを行う。これにより、経営基盤の安定化を図ると共に、耐震化対策や老朽施設等の更新が推進される。		
年次計画			
R 5	検討		
R 6	四万十市水道事業経営戦略の見直し		
R 7	四万十市水道料金審議会における審議		
R 8	料金改定		
R 9			

継続			
No.	項目	四万十市観光協会の自主活動充実と自立化への誘導	 
10			
所管課	観光商工課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公益法人等の運営の見直し		
現状	協会は、市の事業である新安並温泉の運営業務やクーポン事業の受託、自主事業であるレンタサイクル業務を実施することによって自主財源の確保に努めているものの、その他の実施業務としては収益に繋がらない公共的な性質のものが中心であり、その他の事業を実施するための財源としては市の補助金に依存することが必要な状況である。		
実施内容及び効果	新規観光商材の開発やSNS・マスコミの積極的な活用による情報発信を新たに実施することによって、更なる収益化を図ることで、経営の安定化・自立化を目指し、市の補助金等の削減を図る。		
年次計画			
R 5	自立運営の検討・実施		
R 6	自立運営の検討・実施		
R 7	自立運営の検討・実施		
R 8	自立運営の検討・実施		
R 9	自立運営の検討・実施		

継続			
No.	項目	四万十市スポーツ協会の事業活動の拡充	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
11			
所管課	生涯学習課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	公益法人等の運営の見直し		
現状	協会は、市スポーツ施設の管理を受託すると共に、各種スポーツ大会、イベントの主催等を担い、四万十市のスポーツ振興に寄与する活動を行っている。現在、市が主管しているスポーツ関連事業の協会への委託について検討を進めてきたが、諸々の事情により実施に至っていない。		
実施内容及び効果	協会及びスポーツ関連団体との協議を継続し、スポーツ少年団事務局事務等の委託、広域的なスポーツ事業や地域への部活動移行事業への関与のあり方についても、併せて検討を進めていき、以下の効果を図る。 ① 住民サービスの向上 ② 事務負担の軽減 ③ これまでの施設管理型組織から、各種スポーツ事業（活動）の推進役としての組織、また地域での身近な組織へと変革することにより、地域住民一人ひとりの多様なニーズに対応		
年次計画			
R 5	委託事業等検討		
R 6	新規委託開始 市のスポーツ振興に対する新たな関与のあり方による運営開始		
R 7			
R 8			
R 9			

新規			
No.	項目	婚活事業の実施体制の見直し	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
12			
所管課	子育て支援課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	民間活力の効果的な活用		
現状	市直営で少子化対策事業を実施している。 ・出会いサポート事業（登録制による個別引き合わせ制度） ・婚活サポーター ・婚活イベントの企画、運営		
実施内容及び効果	結婚支援センターを設立し、その運営を民間委託することによって、以下の効果を図る。 ①住民サービスの向上（民間の柔軟性を活用） ②事務負担の軽減 ③市の財政的負担の軽減		
年次計画			
R 5	結婚支援センターの設立		
R 6	事業の委託に係る準備・業者の選定		
R 7	事業の委託開始		
R 8			
R 9			

新規			
No.	項目	地域医療連携推進法人の設立	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3</p> <p>すべての人に 健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11</p> <p>住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17</p> <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>
13			
所管課	市民病院		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	民間活力の効果的な活用		
現状	<p>今後の高齢化社会の加速化を見据え、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる医療提供体制を維持するため、それぞれの医療機関同士は、競争から協調へとその軸足を移し、連携を強化していく必要がある。その趣旨から、医療法が改正され、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として、「地域医療連携推進法人」が創設された。</p>		
実施内容及び効果	<p>地域医療連携推進法人を設立することによって、各医療機関の役割が明確化され、地域住民にとって過不足のない医療提供体制の構築が期待される。まずは、地域の医療機関同士での効率的な病床コントロールのための連携強化から着手する。</p>		
年次計画			
R 5	病床コントロールのための協議会の定期的な開催 法人設立に向けた検討、課題の整理		
R 6	病床コントロール・在宅医療等における連携の実践 地域医療連携推進法人の設立		
R 7			
R 8			
R 9			
新規			
No.	項目	民間事業者との連携による空き家利活用の促進	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11</p> <p>住み続けられる まちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17</p> <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p>  </div> </div>
14			
所管課	まちづくり課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	民間活力の効果的な活用		
現状	<p>市内には約1,900軒の空き家が存在し、その内、約7割が小規模又は一定の改修により利活用が可能な状況にあり、特に市街地（中村・具同・東山）においてその割合が高い傾向にある。その多くが居住者の死亡、入院、施設入所等の事由によって利用しなくなっており、売却、賃貸の意向を持つ所有者は多い。また「市街地に居住したい」、「空家をリフォームをした住宅に対して大きな抵抗がない」と感じる子育て世帯は多いが、所有者にとって宅建業者に相談するという敷居は高く、市街地は賃貸物件不足の状況にある。</p>		
実施内容及び効果	<p>市街地において空家の流通促進を図るため、市と民間事業者の連携方法に係るモデル事業を創設する。このことにより、空家の活用を推進し、以下の効果を図る。</p> <p>①増加傾向にある空き家件数の増加抑制 ②特定空家（隣接家屋等への倒壊危険性のある空家等）になりうる物件の増加抑制 ③市民が安全に暮らせる住環境と景観の保全</p>		
年次計画			
R 5	モデル事業運営 物件調査・募集		
R 6	モデル事業運営 物件調査・募集		
R 7	モデル事業運営 物件調査・募集		
R 8	モデル事業の評価		
R 9			

継続			
No.	項目	市単補助金の廃止・縮減	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
15			
所管課	財政課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	事務事業の見直し		
現状	<p>予算編成において、運営補助については、繰越金の多い団体は、補助の廃止、休止、削減を検討している。事業補助については、実施成果や効果を点検し、役割を終えたものや効果が低下している事業について、見直し、廃止・縮小・統合を検討している。しかし全庁的な見直しではなく、所管課の自主的な見直しとなっており、その効果等が十分に評価・検証されておらず、思い切った見直しに繋がっていない状況にある。</p>		
実施内容及び効果	<p>補助金の見直しの統一基準としてガイドライン等を策定し、それに基づいた定期的な見直しを全庁的に行う。本来、運営補助金の交付を受けている団体においては、自主財源により自立して事業を実施、運営していく姿が理想と考えられ、統一したガイドライン等を示すことでそれを促進し、各団体の自主性・自立性の意識付けにつなげると共に、市の財政負担の軽減を図る。</p>		
年次計画			
R 5	ガイドライン等の策定		
R 6	ガイドライン等に基づき全市的な見直しの実施 次年度の当初予算に反映		
R 7	所管課での評価・検証		
R 8	所管課での評価・検証		
R 9	所管課での評価・検証		
新規			
No.	項目	ペーパーレス化の推進	11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
16			
所管課	総務課		
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築		
中項目区分	市役所業務の見直しによる組織運営の効率化		
現状	<p>全庁的に紙ベースでの起案・決裁→保管といった文書管理が行われており、日常的に多くの紙文書が発生している。また、保管文書の適正な管理、廃棄等が行われておらず、市役所全体の文書保管スペースに余裕がない状況である。</p> <p>更に議会対応をはじめとした業務の遂行上、予算書、事務報告書、予算見積書等、非常に高ボリュームの情報が紙ベースでの印刷・配付が行われている。</p>		
実施内容及び効果	<p>①文書管理及び財務会計業務において電子決裁を導入。併せて文書管理規程の見直し（保管方法等）を行うことによって、新たな紙ベースの文書の発生を抑制する。</p> <p>②永年保存データの保存期間の見直しや、データ保管への転換などを進めると共に、保存文書の適正な管理、廃棄を行い、市役所全体の紙ベース文書を削減する。</p> <p>③所属長等へのタブレットの配付を行い、議会対応等に係る高ボリュームの文書（予算書、決算書、議案書等）の電子配付を行うと共に、会議、協議等の場におけるペーパーレス化を推進し、新たな紙ベース文書の発生を抑制する。</p>		
年次計画			
R 5	事業①② 導入検討 事業③ 導入		
R 6	事業①② 導入		
R 7	実施		
R 8	実施		
R 9	実施		

継続			
No.	項目		
17	定員管理計画の策定		 
所管課		総務課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		組織・機構等の合理化	
現状		令和3年4月1日における類似団体との比較では、定数よりも60人超過している状況となっている。そのほとんどは保育所職員であり、市内保育所の統廃合が一定終了していることから、新たな定員管理計画の策定が必要な状況である。	
実施内容及び効果		類似団体との定年比較、各課の業務内容の再確認を行い、定員管理計画を策定する。これにより、職員の適正な配置を行うことが可能となり、業務の平準化を図ることが可能となる。	
年次計画			
R 5	検討		
R 6	計画策定		
R 7	計画に基づく定員管理		
R 8	計画に基づく定員管理		
R 9	計画に基づく定員管理		

継続			
No.	項目		
18	職員研修の充実		 
所管課		総務課	
大項目区分		持続可能で安定的な行財政基盤の構築	
中項目区分		職員の能力開発	
現状		毎年、四万十市職員研修計画を作成し、こうち人づくり広域連合が実施する階層別研修・能力向上研修、市町村アカデミーの他、適宜、講師派遣等による市の研修といった職場外研修を主体に実施している。	
実施内容及び効果		これまで同様、こうち人づくり広域連合が実施する研修への参加が主体となるが、近隣の市町村とも連携し、基本的な能力研修やハラスメントに関する研修等、共通する研修については、合同で実施していく。これにより、職員の能力向上を図る。	
年次計画			
R 5	実施		
R 6	実施		
R 7	実施		
R 8	実施		
R 9	実施		

継続				
No.	項目	時間外勤務の抑制	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを
19				
所管課	総務課			
大項目区分	持続可能で安定的な行財政基盤の構築			
中項目区分	ワークライフバランスの推進			
現状	ノー残業デイの実施、業務平準化の実施、業務改善（事業スクラップ、事業の簡素化・見直し）の実施。			
実施内容及び効果	<p>各課に業務平準化の実施を促すとともに、人事ヒアリング時には、具体的な業務改善（事業スクラップ、事業等の簡素化・見直し）について、調書を提出のうえ実施してもらい、その効果について検証していく。</p> <p>また、全庁的には金曜日をノー残業デイとしているが、無理な場合は、各課でノー残業デイを設定してもらう。</p> <p>以上の取組みを行うことにより、年次有給休暇の取得促進、男性職員の育児休業・配偶者出産休暇取得促進、時間外勤務の抑制による人件費の削減を図る。</p>			
年次計画				
R 5	実施			
R 6	実施			
R 7	実施			
R 8	実施			
R 9	実施			

新規					
No.	項目	審議会等における公募委員の積極的活用の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナースHIPで 目標を達成しよう
20					
所管課	総務課				
大項目区分	市民とのパートナーシップの推進				
中項目区分	市民との協働の推進				
現状	<p>◆市が設置する審議会等における公募委員の選定は、各所管課において実施。</p> <p>◆公募委員の募集が行われている審議会等は極めて限定的</p> <p>◆女性委員の構成比率、青年層委員の登用推進など、審議会等の委員選任に関する市としての方針等が無い</p> <p>◆市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を推進するため、公募委員の積極的活用を推進することが必要。</p>				
実施内容及び効果	<p>公募委員や女性委員の割合の目安、重複選任件数の制限等を盛り込んだ「審議会等の委員の選任に関する指針」を策定すると共に、公募委員の登録制度等を創設する。これにより、①公平な市民参加機会の確保、②市政に対する多様な意見の反映機会の確保を図る。</p>				
年次計画					
R 5	検討、調査、指針・制度の策定				
R 6	運用開始				
R 7	実施				
R 8	実施				
R 9	実施				

新規			
No.	項目	自治会をとりまく諸課題の解決	 
21			
所管課		総務課	
大項目区分		市民とのパートナーシップの推進	
中項目区分		地域活動の活性化	
現状		自治会は、地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているが、加入率の低下、担い手不足等によって活動の持続可能性が年々低下している。また防災、高齢者や子どもの見守り、空き家対策など、刻々と変化する地域社会のニーズへの対応が難しくなっており、これまで以上に行政の支援が必要となってきた。	
実施内容及び効果		以下の取り組みを行うことで、持続可能な自治会活動体制・支援体制を構築する。 ①実態・要望把握のために区長アンケートの実施 ②モデル地区での調査・研究・モニタリング ≪以下の取り組みは実態・要望内容によって検討≫ ③自治会への加入促進 ④市との連携に係る自治会の負担軽減 ⑤自治会同士の連携強化	
年次計画			
R 5		実態把握、モデル地区での調査研究等、取り組み方針の策定	
R 6		実施	
R 7		実施	
R 8		実施	
R 9		実施	

新規			
No.	項目	消防団員の欠員状態の解消	 
22			
所管課		地震防災課	
大項目区分		市民とのパートナーシップの推進	
中項目区分		地域活動の活性化	
現状		本市の消防団の定数596人に対し、実人数は565人（R5.1.1）となっており、31人が欠員状態となっている。団員の確保は各分団に一任している状況であり、市としては広報等での団員募集の呼びかけを行っているのみ。	
実施内容及び効果		欠員状態となる要因の分析、それに対する対応策の検討を行い、導き出した対応策を実施する。欠員状態を解消することによって、地域の消防力、防災力の向上を図る。	
年次計画			
R 5		現状把握・分析・検討	
R 6		実施	
R 7		実施	
R 8		実施	
R 9		実施	

新規				
No.	項目	民生委員の欠員状態の解消	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナースhipで目標を達成しよう
23				
所管課	福祉事務所			
大項目区分	市民とのパートナーシップの推進			
中項目区分	地域活動の活性化			
現状	本市の民生委員の定数136人に対し、実人数は124人（R5.1.1）となっており、12人が欠員状態となっている。民生委員の選考は、各区長から推薦いただき選考することとなっている。			
実施内容及び効果	欠員地区については、地区の現状を把握し区長と相談しながら推薦いただけるよう連携を図っていく。民生委員は地域の見守りや災害時の避難支援など地域支援の重要な役割を担っている、欠員状態を解消することにより、地域の福祉力の向上を図る。			
年次計画				
R 5	地域の現状把握、推薦依頼、選考			
R 6	推薦依頼、選考			
R 7	一斉改選			
R 8				
R 9				

### 第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画策定経過

令和4年11月21日	第1回四万十市行政改革推進本部会議
令和4年11月28日	第1回 四万十市行政改革委員会会議 四万十市行政改革委員会委員委嘱 計画案諮問
令和4年12月6日	第2回 四万十市行政改革委員会会議
令和4年12月27日	第3回 四万十市行政改革委員会会議
令和5年1月6日	四万十市行政改革委員会答申式
令和5年2月16日	第2回四万十市行政改革推進本部会議
令和5年3月1日	計画策定

#### 四万十市行政改革委員会

(任期：令和4年11月28日～令和6年11月27日)

会 長	佐 田 博
副会長	宮 村 和 輝
委 員	上 岡 章 人
委 員	仙 石 邦 彦
委 員	谷 口 雄 司
委 員	西 美 和
委 員	土 森 正 典
委 員	大 林 郁 男
委 員	鳥 海 素 直
委 員	中 脇 裕 美
委 員	稲 田 玲 子
委 員	佐 田 千 聡

## ○四万十市行政改革委員会設置条例

### (設置)

第1条 四万十市における行政改革への一層の取組みを推進し、社会経済情勢等の変化に対応した効率的な市政の実現を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき四万十市行政改革委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、行政改革に関する大綱及びその推進計画の策定について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、その結果を答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政又は組織運営に関して知識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱後に最初に行われる会議については市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第7条 委員会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会の議決を経て会長が定める。

### (意見の聴取等)

第8条 委員会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関又は市の執行機関から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政改革の総括を所掌する課において処理する。

### (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。